

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項)
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
職種	教育業務支援員
採用予定人数	3名
勤務場所	愛媛県立宇和高等学校(西予市宇和町卯之町四丁目190-1)
従事すべき業務の内容	勤務校における教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。 ・学習支援業務 ・事務補助業務 ・環境整備業務 ・その他
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校における教育活動に理解があり、業務に対して真摯に取り組めること。 ・他の職に従事している場合であっても、本業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	週29時間を限度とし、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休日等	愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	・報酬:職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)別表第1行政職給料表1級14号給から同表1級22号給までの各号給の額に基づき、1年目は月額178,612円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償:会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給 ・期末手当及び勤勉手当:会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・公務員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	支給なし
服務	任期中、以下の義務を負う。 ・法令等及び上司の職務の命令に従う義務(地方公務員法第32条) ・信用失墜行為の禁止(同法第33条) ・秘密を守る義務(同法第34条) ・職務に専念する義務(同法第35条) ・政治的行為の制限(同法第36条) ・争議行為等の禁止(同法第37条)
その他	公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険(昭和22年法律第50号)の規定により補償する。

応募方法

- ・市販の履歴書(6箇月以内に撮影した写真を添付)を提出してください。

提出先:〒797-0015 西予市宇和町卯之町四丁目190-1

愛媛県立宇和高等学校事務室 TEL:0894-62-1321